

政策整理番号	10	施策番号	1	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)		
対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 自然保護課	関係部課室		

政策名	豊かな自然環境の保全・創造			政策番号	1 - 3 - 3
-----	---------------	--	--	------	-----------

施策番号	1	施策名	自然公園等の優れた自然環境の保全
------	---	-----	------------------

施策概要	優れた自然環境を将来の世代に引き継ぐため、自然公園や自然環境保全地域等の地域指定を行い、それら地域の自然環境を保全する。				
------	--	--	--	--	--

政策評価指標 / 達成度	自然環境が保護されている地域の割合	A		

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果					活動(事業)によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 [担当課]	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	栗駒山自然景観保全修復事業(雪田植生の復元) [自然保護課]	栗駒山雪田植生地域	土砂流出登山道への土留(フン篋)設置、ポランテアによる植栽・除草	土砂防止延長(m)		3	4	土砂流出防止と植生復元				
						1,995	1,208					
						665.0	302.0					
2	蔵王芝草平保全対策事業 [自然保護課]	蔵王芝草平湿原・植生地域	高床式木道、休憩デッキ、土砂防止柵等の設置	木道延長(m)			127	湿原内の植生踏みつけ防止及び土砂流失防止				
							18,049					
							142.1					
3	金華山森林復元事業 [自然保護課]	金華山地域	鹿による雅樹採食を防ぐ防鹿柵の設置	防鹿柵囲い込み面積(m ²)		20,088	19,947	雅樹生育面積の拡大				
						20,185	15,848					
						1.0	0.8					
4	伊豆沼・内沼環境保全対策整備事業(マコモ植栽) [自然保護課]	伊豆沼・内沼地域	マコモの植栽と植栽後のモニタリング ガン・カモ・ハクチョウ類への餌提供	植栽面積(ha)	3.0	3.0	1.8	マコモによる水質浄化	ガン・カモ・ハクチョウ類の生息数(羽)	32,428	59,146	56,645
					1,987	1,963	1,733					
					662.3	654.3	962.8					
5	伊豆沼・内沼環境保全対策整備事業(ヨシ群落適正管理) [自然保護課]	伊豆沼・内沼地域	ヨシの刈り取り	刈り取り面積(ha)	1.5	1.5	2.0	沼の浅底防止による水質悪化防止	ガン・カモ・ハクチョウ類の生息数(羽)	32,428	59,146	56,645
					891	981	903					
					594.0	654.0	451.5					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	概ね有効	概ね効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>自然公園法や自然環境保全条例等の指定地域における保全施策であり、県が中心的に関与すべきものである。また、事業群は特に景観が優れた地域や生物の生息に重要な地域に係るもので、各地域における自然環境の質の保全に対して影響度、緊急度の高いものについて実施しており、適切である。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>保全事業による自然環境への影響効果の検証は、長期的、継続的に行われる必要があり、また、当該事業以外の要因による影響効果も含まれる可能性が高いが、短期的に一定の効果が見られた事業も多く、各事業とも、方向性としては誤っていないと言える。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>単位あたり事業費は、事業活動量が大きいほど低減し、効率性は高まる傾向にあるが、そうした傾向の事業が多いことに加え、ボランティアの無償の行為により効果を上げている事業も多く、概ね効率的と言える。</p>

B 施策評価(総括)

概ね適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>事業群の設定は県内の一部地域で、部分的ではあるが、各々の地域への影響度は高く、概ね有効に機能している。なお、今後、施策を実施していない他の地域においても様々な活動が必要と考えられる。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>保全型の事業に加え、自然再生推進法の趣旨に基づく、自然の復元、再生に係る事業も、関係団体との協同を通じて積極的に実施していく。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>自然公園法により国定公園の保全は県の責務とされており、県の関与は適切である。また、植栽・除草では、ボランティアにも役割の一部を担ってもらっている。</p>	<p>試験設置した土留の移動、破損、沈下等は見られず、土砂流出範囲の拡大も見られないことから、土留工の有効性は高い。 植生復元は短期間に効果を得ることは難しく、継続的な取り組みが必要である。</p>	<p>土留に丸太材を用いることにより、施工コスト及び単位当たり事業費が低減し、効率性の向上が図られた。 また、植栽・除草は、ボランティアの協力により実施している。</p>
<p>自然公園法により国定公園の保全は県の責務とされており、県の関与は適切である。</p>	<p>施設設置による効果(湿原の植生保全状況)は、19年度以降の検証となる。</p>	<p>事業単体的には、他地区の同種工事とほぼ同等であり、事業は効率的に執行されたと判断する。</p>
<p>自然公園法により国定公園の保全は県の責務とされており、県の関与は適切である。</p>	<p>防鹿柵の内外で、明らかに雅樹の生育状況に差違が見られ、事業の成果があったと判断される。</p>	<p>最小の柵延長により、最大の囲い込み面積が得られるよう、引き続き、継続的に柵を設置するとともに、維持管理費用が少なくて済むような柵材質も検討していく。</p>
<p>ラムサール条約湿地、県自然環境保全地域の環境保全として、県の関与は適切である。 なお、実施に当たっては、(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団と植栽箇所等の役割分担をしている。</p>	<p>ガン・カモ・ハクチョウ類の生息数は増加傾向にあり、事業は成果があったものと判断できる。</p>	<p>(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団に業務委託することにより、事業費を抑えている。</p>
<p>ラムサール条約湿地、県自然環境保全地域の環境保全として、県の関与は適切である。 なお、実施に当たっては、(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団と植栽箇所等の役割分担をしている。</p>	<p>ガン・カモ・ハクチョウ類の生息数は増加傾向にあり、事業は成果があったものと判断できる。</p>	<p>(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団に業務委託することにより、事業費を抑えている。</p>

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
拡充	<p>土砂流出防止については、短期間の集中的実施、早期完成が、より有効であり、20年度以降、施工延長の拡大を図る。 植栽・除草については、引き続き同程度の事業内容で実施する。</p>
取組29	豊かな自然環境、生活環境の保全
維持	<p>計画施設の設置は完了したため、今後は、機能維持が中心となる。</p>
維持	<p>草原化進行面積(0.58ha/年)を越える規模での防鹿柵面積の拡大を目指し、少なくとも、現行同程度以上の規模で実施する。</p>
取組29	豊かな自然環境、生活環境の保全
維持	<p>自然環境を保全するため、引き続き事業を継続していく。</p>
取組29	豊かな自然環境、生活環境の保全
維持	<p>自然環境を保全するため、引き続き事業を継続していく。</p>
取組29	豊かな自然環境、生活環境の保全

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果							活動(事業)によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円)					成果指標の値		
					単位当たり事業費(千円)					成果指標の値		
6	伊豆沼・内沼環境保全対策整備事業 (買上地管理) 【自然保護課】	伊豆沼・内沼	雑草の除去・清掃。 樹木の管理(不要枝の伐採等)	除草面積 (ha)	1.7	1.7	指定管理者に包括的に管理委託しているため、部分的算定不可。	水生植物や樹木の順調育成	ガン・カモ・ハクチョウ類の生息数(羽)	32,428	59,146	56,645
					3,067	2,763						
					1804.1	1625.3						
7	蒲生干潟自然再生事業 【自然保護課】	蒲生干潟地域	自然再生全体構想の策定	自然再生全体構想(式)		1	1	・干潟の保全、復元 ・湿地内水循環の再生 ・砂浜環境の保全、回復 ・保全活動への積極的な市民の参加				
						2,835	9,792					
						2835.0	9792.0					
事業費計(千円)					5,945	30,722	47,533					

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
ラムサール条約湿地、県自然環境保全地域の環境保全として、県の関与は適切である。 なお、実施に当たっては、(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団と植栽箇所等の役割分担をしている。	ガン・カモ・ハクチョウ類の生息数は増加傾向にあり、事業は成果があったものと判断できる。	(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団に業務委託することにより、事業費を抑えている。
自然再生推進法では、地方公共団体は、地域住民・NPO等が実施する自然再生事業について必要な協力を努める旨規定されており、県は、あくまで自然再生協議会の一員にすぎないが、同法施行以前から県が主体となって蒲生干潟の保全対策を進めてきた経緯もあり、今後も、協議会及び事業推進に積極的に関与することが妥当である。	2年間にわたり、各種の調査や協議会での議論を経て、自然再生全体構想を策定したことは、一定の成果と言える。 今後も、具体的な実施計画策定及び事業実施に向け、関係者の合意を形成しつつ推進していく必要がある。	協議会は、旅費、報償費なしで運営するなど、効率的に実施している。

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
'宮城の将来ビジョン'における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	自然環境を保全するため、引き続き事業を継続していく。
取組29	豊かな自然環境、生活環境の保全
拡充	自然再生全体構想を実現するため、自然再生事業実施計画に基づく具体的な事業を実施していく。
取組29	豊かな自然環境、生活環境の保全

政策評価指標分析カード(整理番号1)

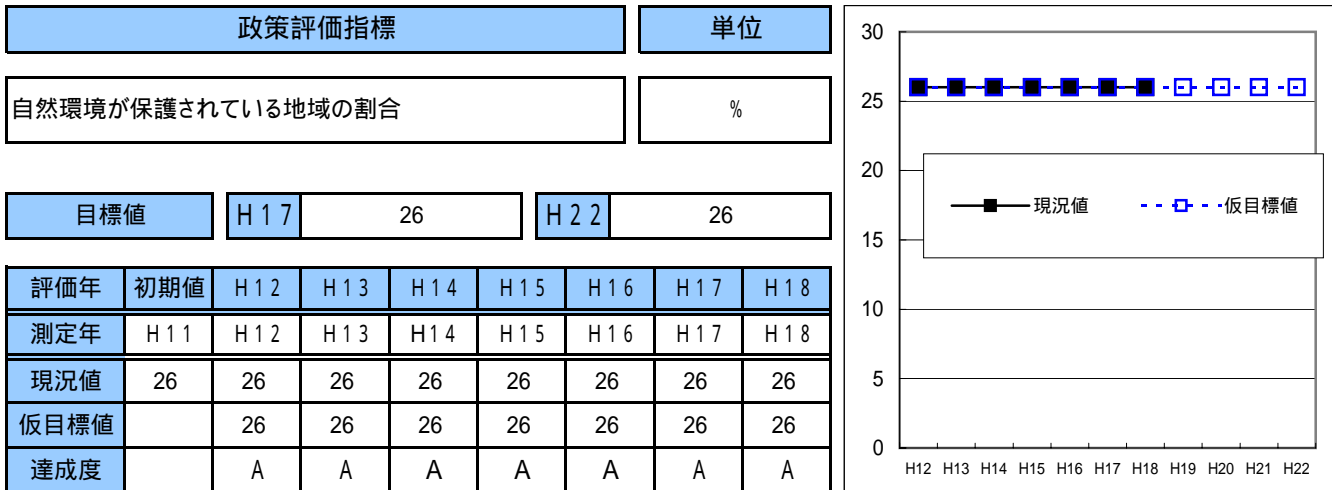
政策整理番号

10

施策番号

1

対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 自然保護課	関係部課室	
政策名	豊かな自然環境の保全・創造			政策番号	1 - 3 - 3
施策番号	1	施策名	自然公園等の優れた自然環境の保全		



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

自然公園, 県自然環境保全地域, 緑地環境保全地域の合計面積の県土面積に占める割合
 (自然公園)自然公園法や県立自然公園条例に基づき指定される公園
 (県自然環境保全地域, 緑地環境保全地域)自然環境保本法や県自然環境保全条例に基づき指定される地域

政策評価指標の選定理由

自然環境には、質と量の両面があるが、質の判断・測定は、自然の持つ多様性・総合性からも非常に困難であることから、量・面積により判断することとし、自然保護に関する指定地域の県土に占める面積割合を指標として設定した。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

面積拡大には、土地買い上げ等の財政支出も伴い、今後の県財政状況を勘案した場合、継続的に面積を拡大することは難しく、また一方で、経済活動の拡大に伴う開発行為による指定解除の経済的圧力も常にあり、自然環境の保全の面からは、現状の面積割合を維持することにも十分な意義がある。
 なお、毎年、面積指定の拡大を目指して、生物学術調査等を実施しており、19年度には、愛宕山自然環境保全地域(巨理町)の面積を拡大する予定である。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

県内の自然環境全体を評価する指標として、施策全体の有効性、方向性を測る指標として適切である。

